

令和2年7月22日

教職員各位

## 新型コロナウイルス感染症対策指針について

学 長 吉岡 利忠  
(危機管理委員会委員長)

新型コロナウイルス感染症対策については、首相官邸・文部科学省・厚生労働省から対応ガイドライン・感染拡大防止策等が日を置かず発出されている。

本県においては、7月9日に約2か月ぶりに青森市において28人目の新型コロナウイルス感染者が報告され、その後3名が感染し**現在31人目**である。

新型コロナウイルス感染者の数は、全国緊急事態宣言に基づく自粛により一時期全国的に減少傾向が見られたが、**解除後、東京を含む関東周辺および大都市では、その勢いは減速せず感染数が増している**のが現状である。このためコロナの2波・3波が危惧され、再び政府が全国に緊急事態宣言を発出する可能性が想定される。

以上から、本学としては、新型コロナウイルス（以下、コロナという）感染症対策について以下の指針で臨み、感染防止に努めるものである。

### 1 県をまたいでの移動

現在、県をまたいでの移動の規制はないが、**移動自粛**をお願いしたい。なお、**特に、感染者数の高い地域の移動は極力避ける**ことを併せてお願いしたい。ただし、「冠婚葬祭」、「出張」等で、同上地域に止むを得ず出向く時は、十分コロナ感染に備え、帰宅後は毎日検温するなどすくなくとも**2週間は健康状態をチェック**すること。さらに、万が一に備えて、移動の手段、接触者の数や「出張」等の実施状況をメモしておくことを勧める。

### 2 外 出

- ① **「不要不急」の外出自粛**をお願いしたい。ただし、「出張等で外出」する時は、地域・会場・会議形態等を考慮し、「マスク着用」や「手洗い」、「3密」を避けるなど自らコロナ感染防止に努めること。
- ② **「飲食店」**を利用する場合は、多人数での会食や対面は避け、会話は控

えめに、ソーシャルデスタンスを取り、横並びや互い違いに座るなど飛沫感染防止に努めること。

- ③ 「**買い物**」をする場合は、サンプルなど展示品への接触は控え、事前に購入するものを計画し、できればすいた時間や電子決済を利用し、短時間の買い物とレジに並ぶときは前後を開けることを心掛けること。
- ④ 「**公共交通機関**」を利用する場合は、会話は控えめに、できれば隣人と距離（1 m）を取り、混んでいる時間は避けることを心掛けること。
- ⑤ 「**劇場・映画館**」に出かける時は、座席の間隔がゆつたりと取られていることや換気が十分行われており、マスク着用の義務付けなど、「3密」を避ける事を行っている施設を利用すること。
- ⑥ 「**セミナー**」への参加は、クラスターが発生しやすい環境にあるので極力、リモート会議の参加やオンデマンド配信を利用して代替とすること。

### 3 自宅

- ① **本人及び家族が体調不良の場合**は、健康観察を行い医療機関にて受診しその判断を医療機関に委ねる。仮に家族に濃厚接触者がいる場合は、状況を判断して「出勤困難休暇」を適用し、2週間健康観察を行い大学に随時経過を報告すること。
- ② コロナ感染症については、**家族間**で情報を共有し、家族間であっても「**3密**」を回避する行動指針を持つこと。
- ③ **自宅で飲酒を伴う食事会**を行う時は、外出②を参考にコロナ防止策を最低限講じること。

### 4 授業

- ① 現在、「3密」を回避しながら対面授業を行っているが、中には学生の受講者数が多いためリモート授業やオンデマンド授業を取り入れている教員もいる。文部科学省では、AI 機器を使用した講義も授業回数として認めているので、**状況に応じて AI 機器を活用**して欲しい。

- ② **体調不良の学生がいる場合は、必ず事務室（主担当学生課）に報告**をすること。また、同上の学生の出欠扱いについては、最終的に学長が状況を判断して決定するが、コロナの濃厚接触者の場合は2週間の「出校停止」とする。
- ③ **授業回数**については、コロナ禍のため定められた回数を実施できなくなった場合は、**それに代わる内容の課題提出等を文部科学省では認めている**ので対応をお願いしたい。なお、現在6時限目を設定して授業回数を補っているがなおかつ、回数不足の場合は上記を含めて学生の学修の機会を確保願いたい。
- ④ **外部講師による授業**については、学務課で対応しているが、仮に感染者数の高い地域に在住の講師は、その状況を判断して出校を禁じる場合も想定されるので、各学部で代替授業を構築する必要がある。
- ⑤ 学生・教職員共に、コロナ感染症防止策については、あらゆる手段を講じて対応していかなければならない。その一手段として、**出勤してきた時は、必ず手の消毒と顔認証機能付 AI サーマルカメラで体温を測定**し、体調管理に努め高熱の場合は事務室に無線で連絡すること。


## 5 教職員の休暇の取扱い

- ① 教職員が**コロナに感染した場合**（PCR検査の結果、陽性と診断された人）  
… 就業規則第37条（感染症法第18条）に基づき治癒するまで出勤を禁止する。
- ② 教職員が**コロナに感染していない場合**（発熱や咳などの症状が出ている場合）… 状況に応じて、2週間の出勤を禁止（経過観察）とする。
- ③ **同居する家族がコロナに感染した場合**、濃厚接触者と特定し2週間の出勤停止（検査・経過観察）とする。
- ④ 休暇の学内手続きについて
  - ア) 教職員、同居する教職員の家族が**コロナに感染した場合は、速やかに所属長へ連絡**をすること。
  - イ) 週休日、祝日等であってもメール・電話等で速やかに所属長へ連絡すること。

り) 所属長は速やかに本部に報告すること。

## 6 報告相談窓口

大学事務室でコロナ全般について、報告相談を受付けます。

大学事務室電話番号  0172-34-5211 (代)

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 学生課 (主担当) | 内線 (105、106)   |
|             | メール <a href="mailto:gakuseika@hirogaku-u.ac.jp">gakuseika@hirogaku-u.ac.jp</a> |
| ② 総務課       | 内線 (102、103、104)   |
|             | メール <a href="mailto:somu@hirogaku-u.ac.jp">somu@hirogaku-u.ac.jp</a>           |
| ③ 学務課       | 内線 (108、109、110)   |
|             | メール <a href="mailto:gakumuka@hirogaku-u.ac.jp">gakumuka@hirogaku-u.ac.jp</a>   |